

保 存 版

# 烏山北小学校 PTA規約細則集

この冊子は本来のPTA活動に基づき作成されております。  
ただし、情勢により活動が変更になる場合がございます。  
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

烏山北小PTA・令和6年度改正

# 烏山北小学校 PTA 規約

## 第一章 名 称

第1条 この会は烏山北小学校 P T A といひ、事務所を世田谷区立烏山北小学校におく。

## 第二章 目 的

第2条 この会は、保護者と教師の協力によつて、児童の健全な育成をはかり、あわせて会員相互の理解を深めることを目的とする。

## 第三章 方 針

第3条 この会は、児童教育ならびに福祉のために活動する他の公的機関および団体と協力する。

第4条 この会は、特定の政党、宗教、営利企業を支持したり、公私の選挙の候補者を推薦することはできない。

## 第四章 会員および会計

第5条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者、および本校の教師とする。

1 この会は入会届の提出をもつて入会したものとみなす。

2 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。

3 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失つた場合に自動退会になる他、退会届の提出をもつてこの会を退会できる。

第6条 この会の経費は会費でまかなう。特に事情のある会員には、会費を減免することができる。

第7条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第五章 役員および会計監査

第8条 この会の役員をおく。

会長1名(保護者)とするが、不在を認める。

会長不在の際は、副会長が担う。

副会長 6名程度 (保護者・副校長)

書記 5名程度 (保護者・教師1名)

会計 3名程度 (保護者・教師1名)

第9条 役員の任務は次の通りとする。

1 会長または副会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理をする。

3 書記は各種会議の通知をし、議事を記録整理し、会長の指示により、会の庶務を行う。

4 会計はこの会の会計を司る。

5 校長および役員は、各会議会合に出席し、意見を述べることができる。

第10条 役員は会員の中から選ばれ、任期は1年とする。ただし、連続した任期は2年以内とし、特例を設ける場合は総会での承認を必要とする。新たに選ばれた役員は4月より就任する。ただし、定期総会までは、必要に応じて旧役員が協力する。

第11条 役員を選出は次のとおり行われる。

- 1 保護者及び教師で選出委員会を作る。運営委員は、選出委員会の要請があれば、その活動に協力する。
- 2 選出委員会で次年度の役員候補を選出し、運営委員会の承認を得て全会員に通知する。
- 3 選出委員は役員候補になることができない。(運営委員会で承認された場合を除く)
- 4 教師の役員は学校で決める。
- 5 過去に役員を務めた世帯の保護者は、以降、期限を定めず役員の任を辞退することができる。

第12条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会で協議補充する。

第13条 1 この会に会計監査3名をおく。会計監査は、この会の会計を監査し、その結果を定期総会に報告する。

2 会計監査は、定期総会で会員の中から選出する。

## 第六章 総会

第14条 総会は、この会の最高の決議機関で、定期総会は毎年度速やかに開き、臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき開くことができる。

第15条 定期総会では次のことを行う。

- 1 新年度の役員の紹介
- 2 前年度の事業ならびに決算報告の承認
- 3 新年度計画と予算の承認
- 4 各種委員会の委員長、副委員長の紹介
- 5 会計監査委員の選出と承認

第16条 総会は、次のいずれかの方法で開催し、議決する。効力はどちらも同等とする。総会は、会員の5分の1（委任状も含む）以上の出席または議決権行使を要し、決議はその過半数の同意を得るものとする。

- 1 招集による総会
- 2 書面（電磁的媒体を含む）による総会

第17条 総会の議題、開催時期、開催方法（書面・電磁的媒体を含む）は前もって通知する。

## 第七章 庶務委員会

第18条 庶務委員会は、役員および各種委員会の委員長で構成し、必要事項について審議する。

- 2 各種委員会の委員は、各種委員会の委員長の委嘱により委員長の職務を分担して行うことができる。

## 第八章 運営委員会

第19条 運営委員会は、役員および各正副委員長(臨時委員を含む)で構成する総会につぐ決議機関である。

2 各種委員会の委員は、各種委員会の委員長の委嘱により正副委員長の職務を分担して行うことができる。

第20条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 各委員会で立案された計画や重要事項の審議
- 2 総会に提出する事項の立案および、報告書の作成
- 3 各委員会の連絡と調整
- 4 渉外関係の処理
- 5 規約を施行するための細則の作成
- 6 その他緊急事項の処理

第21条 運営委員会は、その任務を遂行するために、必要に応じて開く。

第22条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しないものとし、決議はその過半数の同意を得るものとする。

## 第九章 各種委員会および臨時委員会

第23条 この会に各種委員会をおく。各種委員会に必要な事項は細則で定める。

第24条 特別な事項について必要あるときは、臨時委員会ならびに係をおくことができる。臨時委員会ならびに係について必要なことは細則で定める。

## 第十章 付 則

第25条 規約の改正は、総会に於いて出席者の過半数の同意を必要とする。

第26条 この規約は、昭和62年4月1日より施行する。

第27条 各号に該当する場合は、会員の健康と安全を優先し、活動を休止することができる。

- 1 新型コロナウイルス等、ウイルスの伝播の恐れのある伝染性の疾病拡大防止の場合
- 2 大規模災害等により活動の継続が困難となる場合

第11条1	(役員を選出)	平成12年5月19日総会にて改正
第11条1	(役員を選出)	平成16年5月17日総会にて改正
第8条	(役員を選出)	平成18年5月19日総会にて改正
第10条	(役員の任期)	平成18年5月19日総会にて改正
第11条5	(役員を選出)	平成30年5月17日総会にて改正
第18条2	(職務の委嘱)	令和2年2月8日臨時総会にて改正
第19条2	(職務の委嘱)	令和2年2月8日臨時総会にて改正
第5条	(会員および会計の変更)	令和2年9月28日書面総会にて改正
第14条	(総会の変更)	令和2年9月28日書面総会にて改正
第27条	(付則の追加)	令和2年9月28日書面総会にて改正
第8条	(役員人数の文言変更)	令和2年12月31日書面決議にて改正
第16条	(総会の開催)	令和3年7月9日書面総会にて改正
第17条	(総会の開催)	令和3年7月9日書面総会にて改正
第8条	(役員人数の文言変更)	令和5年12月15日書面総会にて改正
第9条	(役員任務の変更)	令和5年12月15日書面総会にて改正
第11条	(役員選出方法の変更)	令和5年12月15日書面総会にて改正
第8条	(会長不在の文言移動)	令和6年12月20日書面総会にて改正
第11条	(選出委員会の構成変更)	令和6年12月20日書面総会にて改正
第19条	(運営委員会構成員変更)	令和6年12月20日書面総会にて改正
第22条	(運営委員会可決基準規定)	令和6年12月20日書面総会にて改正
第25条	(規約改正条文変更)	令和6年12月20日書面総会にて改正

# 烏山北小学校 PTA 細則

## 第一章 各種委員会

第1条 この会に、学年・校外安全・家庭教育学級・広報・役員選出・学校行事・地域まっりの7委員会をおく。

第2条 各種委員会は、保護者委員と担当教師によって構成され、それぞれ委員長1名程度(保護者)、副委員長2～4名程度(保護者)を選出する。ただし、運営委員会の承認を得れば、特例を設けることができる。なお、各種正副委員長または委員に欠員が生じたときは、運営委員会で協議補充することができる。

第3条 各種委員会は次の活動を行う。

- (1) 学年委員会は、学年学級の集会を企画運営し、あわせて相互の連絡・調整に努める。次年度の委員の選考方法は、運営委員会の承認を得たうえで決定する。
- (2) 校外安全委員会は、児童の校外生活の補導および交通安全に協力する。
- (3) 家庭教育学級委員会は、文化教養を高める活動をする。
- (4) 広報委員会は、広報「PTA広報からきた」および「教職員紹介号」を発行する。
- (5) 役員選出委員会は、役員選出に当たって、その選考方法を運営委員会の承認を得たうえで決定し、独立した委員会として一任された任務を遂行する。
- (6) 学校行事委員会は、運動会・展覧会・学芸会・周年行事の運営に協力する。なお、その他学校からの依頼があった場合、両方で協議し相談して決める。
- (7) 地域まつり委員会は、親子木工まつり・児童館こどもまつり・からすやま新年子どもまつりの運営に協力する。

2 運営委員会の承認を得れば、特例を設けることができる。

## 第二章 臨時委員会

第4条 臨時委員会ならびに係は、その任務を終えるとともに解散する。

### 第二章の2 臨時担当役員

第4条の2 世小P5ブロック常任理事担当校、世小P広報誌「PTAの広場」編集担当校、成城署管内地域環境連絡協議会担当校、周年行事実施の年度に限り、臨時担当役員を設けることができる。

## 第三章 会計

第5条 この会の会費は、PTA総会にて承認された金額とする。

- 1 転入日、転出日を含む月の会費は徴収とする。
- 2 転出の場合、会費返却を申し出ること。

申し出がない場合、返却はしないものとする。

年度内であれば、申し出は転出後も可能とする。

第6条 年度予算に補正の必要が生じたときは、運営委員会の承認を受けるものとする。

第7条 慶弔

- |   |                  |                          |
|---|------------------|--------------------------|
| 1 | 会員・児童死亡香料        | 10,000円                  |
| 2 | 現教職員結婚祝          | 5,000円                   |
| 3 | 転退職教職員に対するお礼のお品代 | 5,000円をもって限度とする。         |
| 4 | 災害見舞             | 役員の協議決定により事後運営委員会の報告とする。 |
| 5 | その他              | 役員の協議による。                |

<条項>

- (1) P T A会費よりの慶弔・見舞に対する返礼は一切受理しないものとする。
- (2) 慶弔・見舞に対する学年・クラス単位の集金は一切行なわないものとする。但し、有志のものに関してはこの限りではない。

#### 第四章 付 則

第8条 この細則の改正は、運営委員会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第9条 この細則は、昭和62年4月1日より施行する。

第4条	(役員選出について) 6の付加	平成11年3月9日改正
第1条	(各種委員会) 委員会の名称変更	平成12年3月4日改正
第4条	(役員選出委員会) 5の補遺	平成15年3月15日改正
第2条	(校外委員) 選出方法の変更	平成12年10月26日改正
第1条	(各種委員会) 厚生の削除	平成15年3月15日改正
第1条	(各種委員会) 委員会の名称変更	平成16年3月2日改正
第2条	(各種委員会) 委員位階の追加、人数の変更	平成17年3月12日改正
第3条	(校外安全委員会) 地区委員の補遺	平成17年4月23日改正
第2条	(各種委員会) 副委員長の人数変更	平成18年7月8日改正
第4条	(広報委員会) 4の広報誌名称変更	平成19年7月7日改正
第1条	(各種委員会) 委員会名称変更	平成20年3月8日改正
第4条	(各種委員会) 1の委員会名称変更	平成20年3月8日改正
第6条	(会計) 会費の変更	平成20年3月8日改正
第8条	(会計) 慶弔の追加	平成21年3月14日改正
第8条	(会計) 慶弔の変更	平成21年6月13日改正
第8条	(会計) 慶弔の変更	平成22年3月13日改正
第2条	(各種委員会) 補足	平成22年3月13日改正
第6条	(会計) 会費1、2の付加	平成23年11月25日改正
第二章の2	(臨時担当役員) の付加	平成24年3月1日改正
第5条の2	(臨時担当役員) の付加	平成24年3月1日改正
第4条3	(学年委員会) の付加	平成31年1月21日改正
第1条	(各種委員会) 委員会名称追加	令和2年2月8日改正
第3条	(校外安全委員会) 地区委員廃止に伴う変更	令和2年2月8日改正
第4条3	(学年委員会) 係・当番の削除	令和2年2月8日改正
第4条4	(広報委員会) 職務の追加	令和2年2月8日改正
第4条6	(学校行事委員会) 追加	令和2年2月8日改正
第4条7	(地域まつり委員会) 追加	令和2年2月8日改正
第4条	委員会追加による号数変更 6号を8号へ変更	令和2年2月8日改正
第6条	(会費) 補足	令和2年9月28日改正
第4条	(各種委員会) 第8号を第4条第2項として 構成を変更	令和2年12月31日改正
第2条	(各種委員会) 人数変更	令和5年12月15日改正
第3条	(地区班班長) 削除、第4条以降繰下げ	令和5年12月15日改正
第4条6	(委員活動) 変更	令和5年12月15日改正
第4条7	(委員活動) 変更	令和5年12月15日改正
第6条	(会費) 変更	令和5年12月15日改正
第1条	建制順に変更	令和6年11月9日改正
第2条	正副委員長・委員に補充規定新設	令和6年11月9日改正
第3条	(1)(3) 建制順に変更	令和6年11月9日改正
第3条	(7) 開催日順に変更	令和6年11月9日改正

# 烏山北小学校PTA個人情報取扱規定

## (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、烏山北小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

## (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

## (利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 活動全般の連絡
- (3) 文書等の送付
- (4) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

## (個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

第5条の2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

## (同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情

により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

- 第6条の2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### (管理)

第7条 個人情報、本会役員が適正に管理する。

第7条の2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

#### (保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

#### (第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### (第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供年月日

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

#### (第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### **(秘密保持義務)**

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

#### **(情報開示等)**

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### **(漏えい時等の対応)**

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

#### **(苦情の処理)**

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### **附則**

本取扱方法は、令和2年12月31日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

